

県立都市公園等の取り扱い

- ・ 県立都市公園等は、感染防止対策を施した上で、閉鎖しない。
- ・ 公園内への持ち込み飲酒や食事は禁止する。
- ・ 公園全体で人を分散させるため、電車バスでも一定の利用が見込まれる公園（県立明石公園、県立甲山森林公園、県立西猪名公園及び県立舞子公園）については、駐車場を閉鎖し、車での来場者を抑制。
- ・ 公園内レストランについては他の飲食店と同様の働きかけとする。

- ・ 公園内の野球場、屋外テニス場、記念館など各施設は、今後公表される国対処方針に従う。

例：ニジゲンノモリのゴジラ迎撃作戦 →無観客開催の要請
ビーンズドーム、尼崎の森中央緑地のプール、淡路佐野運動公園の室内練習場
→原則休業だが全国大会等は無観客化
明石公園野球場、三木総合防災公園陸上競技場 →無観客開催の要請
淡路夢舞台公苑温室 →休業要請
孫文記念館 →その他飲食店と同様（20時迄時短）
県立公園あわじ花さじき、県立フラワーセンターは休業する。
県立但馬牧場公園、県立三木山森林公園、各県立ふるさとの森公園は開園するが、屋内施設は閉鎖する。
兵庫楽農生活センター、県立六甲山ビジターセンター、ひょうご環境体験館は休業する。